○海津市制施行２０周年記念ロゴマークの使用に関する要領

令和７年５月１日

(目的)

第１条　この要領は、別記海津市制施行２０周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第２条　ロゴマークの使用に関する一切の権利は、市に属する。

(ロゴマークの使用申請)

第３条　ロゴマークを使用しようとする者は、市に使用申請を行い、承認を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、ロゴマークの使用が次の各号いずれかに該当する場合は、使用申請の手続きを省略することができる。

⑴　市の機関が使用する場合

⑵　海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業を推進する目的で使用する場合

⑶　海津市市民協働による共創のまちづくり企画事業を推進する目的で使用する場合

⑷　放送局、新聞社又は通信社等の報道機関が報道を目的に使用する場合

⑸　個人が営利の目的以外で使用する場合

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(使用申請の方法)

第４条　前条第１項の規定により、使用承認を受けようとするものは、海津市制施行２０周年記念ロゴマーク使用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　申請書は、原則として電子メールにより提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定により申請を行った者（以下「使用申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

(使用承認)

第５条　市長は、前条第１項の規定による使用申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、使用承認を行うことができる。この場合において、市長はロゴマークの使用方法等必要に応じた条件を付することができる。

２　市長は、前項に規定する使用承認を行った場合、海津市制施行２０周年記念ロゴマーク使用承認書（様式第２号）により、当該使用申請者へ通知するものとする。

(使用不承認)

第６条　市長は、前条の規定にかかわらず、使用申請者のロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を承認しないものとする。

⑴　法令又は公序良俗に反するものと認められる場合

⑵　市の信用又は品位を害するものと認められる場合

⑶　第三者の利益を害するものと認められる場合

⑷　自らの商標または意匠として使用するものと認められる場合

⑸　特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

２　市長は、前項に規定する使用承認をしない旨を決定した場合は、海津市制施行２０周年記念ロゴマーク使用不承認書（様式第３号）により当該使用申請者へ通知するものとする。

(使用内容の変更)

第７条　第５条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、当該使用承認を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ海津市制施行２０周年記念ロゴマーク使用内容変更申請書（様式第４号）を市長に提出し、使用内容の変更承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更を承認することができる。

３　市長は、前項に規定する使用内容の変更を承認する旨決定した場合は、海津

市制施行２０周年記念ロゴマーク使用内容変更承認書（様式第５号）により当該使用者へ通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第８条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　ロゴマークは、縦横の比率を変更しない範囲における大きさの変更を除き、一切の加工を施さないこと。ただし、市長が認める場合はこの限りではない

⑵　ロゴマークの使用にあたっては、使用承認を受けた内容に限ること

⑶　使用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと

⑷　第三者に使用対象物の製造等を委託する場合は、その委託先に対しても本条各号に掲げる事項を遵守するよう管理すること

⑸　前各号に掲げるもののほか、各種の法令を遵守すること

(使用料)

第９条　ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承認の取消し)

第１０条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

⑴　申請内容に虚偽のあることが判明した場合

⑵　第６条第１項の各号のいずれかに該当するに至った場合

⑶　第８条に違反した場合

⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が使用承認の継続が困難又は不適当であると認めた場合

２　市長は、前項の規定する取消しを行った場合は、海津市制施行２０周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第６号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

３　前項の規定により使用承認の取消しを受けた者は、使用承認取消しの日からロゴマークを使用することはできない。

４　市長は、使用承認の取消しを受けた者に対して、使用承認の取消しを受けた

使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

５　市長は、使用承認の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(申請の取下げ)

第１１条　第３条、第４条及び第７条の規定により申請を行った者は、その申請について、海津市制施行２０周年記念ロゴマーク使用申請取下げ届出書（様式第７号）を市長へ提出することで、当該申請を取り下げることができる。

(使用の非独占性)

第１２条　この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第１３条　市は、この要領によるロゴマークの使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任)

第１４条　市は、使用対象物の瑕疵等のロゴマークの使用によって生じた損害について、一切責任を負わない。

(補足)

第１５条　この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、公布の日から施行する。

別記（第１条関係）

海津市制施行２０周年記念ロゴマーク

横組み（多色）

横組み（青・ピンク）

横組み（モノクロ・ホワイト）

横組み（ホワイト）

縦組み（多色）

縦組み（青・ピンク）

縦組み（モノクロ・ホワイト）

縦組み（ホワイト）